

大阪高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税額等加算税賦課決定処分取消請求控訴事件
国側当事者・国(東税務署長)

令和2年1月31日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和元年8月9日判決、本資料269号-79・順号13302)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	東税務署長 木匠 正
指定代理人	大島 憲太郎
同	市谷 諭史
同	東 正幸
同	福田 美和
同	平山 峻次

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 東税務署長が平成28年6月27日付けで控訴人に対してした平成25年5月1日から平成26年4月30日まで及び同年5月1日から平成27年4月30日までの各事業年度に係る法人税の各重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 東税務署長が平成28年6月27日付けで控訴人に対してした平成25年5月1日から平成26年4月30日までの課税事業年度に係る復興特別法人税の重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 東税務署長が平成28年6月27日付けで控訴人に対してした平成25年5月1日から平成26年4月30日まで及び同年5月1日から平成27年4月30日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税の各重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、平成25年5月1日から平成26年4月30日までの期間(以下、法人税につき

「平成26年4月期」と、復興特別法人税につき「平成26年4月課税事業年度」と、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）につき「平成26年4月課税期間」といい、これらを併せて「平成26年4月期」ということがある。他の期間についても同様である。）及び平成26年5月1日から平成27年4月30日までの期間（平成27年4月期）に係る法人税、復興特別法人税及び消費税等（ただし、復興特別法人税は平成26年4月課税事業年度のみ）につき、確定申告をしたところ、東税務署長は、控訴人の関連会社である株式会社B（以下「B社」という。）の従業員（当時）であり控訴人に派遣されていた乙（以下「乙」という。）がした架空費用計上及び売上過少計上を理由に、平成26年4月期及び平成27年4月期の法人税、復興特別法人税及び消費税等（ただし、復興特別法人税は平成26年4月課税事業年度のみ）に係る各更正処分及び各加重算税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をした。本件は、控訴人が、上記各税に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を「隠ぺいし、又は仮装」してはいないと主張して、本件各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したので、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 前提事実、本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張、争点、争点に関する当事者の主張の要旨は、次の3のとおり当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決2頁22行目の「C社」を「C株式会社（以下「C社」という。）」と、3頁5行目の「C株式会社（以下「C社」という。）」を「C社」と、20行目の「経費等の支払依頼書の作成、原告の」を「控訴人の経費等の支払依頼書の作成、」とそれぞれ改め、22行目の「兼務し、」の次に「C社の」を加え、25行目の「与えられていた」を「与えられ、インターネットバンキングを利用して行う振込手続も担当していた」と改める。
- (2) 原判決4頁20行目の「資料24」を「付属補足説明書、資料24」と、5頁26行目の「資料6」を「付属補足説明書、資料6」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決9頁2行目の「当事者間に争いが無い」を「、原審においては当事者間に争いがなかった」と改め、5行目末尾に「なお、控訴人は、当審において後記3のとおり、乙が行った①及び②の行為が隠蔽仮装行為に当たることを争っている。」を加える。
- (4) 原判決10頁25行目の「元帳残高」から26行目の「4月期」までを「元帳残高（1821万8094円）は、平成24年4月期の元帳残高（215万2388円）及び平成25年4月期の元帳残高（368万5984円）」と改める。
- (5) 原判決11頁6行目の「あるから」の次に「(前記イ)」を加え、7行目の「(前記イ)」を削除し、21行目の「ものであり」を「ことができ」と改める。
- (6) 原判決12頁20行目と21行目の間に次のとおり加える。

「エ 最高裁平成18年判決によれば、隠蔽仮装行為をした者に対する納税者の選任監督義務違反のみを理由に納税者本人である控訴人の行為と同視することはできない。」

- (7) 原判決13頁4行目から5行目にかけての「元帳の残高」を「元帳残高」と、5行目から6行目にかけての「平成27年4月期のそれ」を「平成27年4月期の元帳残高（2567万5128円）」とそれぞれ改め、16行目の「4353万5232円」の次に「(本件第2請求書)」を、17行目の「3841万3440円」の次に「(本件第3請求書、本件第4請

求書)」をそれぞれ加え、23行目から24行目にかけての「元帳の「普通預金」勘定と本件原告第2口座の金額」及び15頁17行目から18行目にかけての「元帳と預金口座の額」をいずれも「元帳の本件控訴人第2口座に係る「普通預金」勘定の「残高」と本件控訴人第2口座の実際の口座残高」と改める。

3 当審における控訴人の主張

重加算税は、申告納税制度及び源泉徴収制度を納税者による隠蔽、仮装という不正行為から守り、その基盤を維持するための制度であり、その性質は申告納税制度及び源泉徴収制度を維持するための制裁にほかならない。このような重加算税の趣旨からすると、「隠ぺい、仮装」の要素として、納税者において故意に脱税のための積極的行為をすること、すなわち税額が減少することの認識が必要であると解すべきである。ただ、納税者自らが隠蔽仮装行為を行った場合又は納税者である法人と密接な関連を有する者により納税者の利益のために隠蔽仮装行為が行われた場合には、客観的に隠蔽、仮装と判断されるものであれば、通常は納税者自身の故意が推認されるというにとどまる。

乙は、専ら納税者である控訴人に損害を与え、その反面自己がこれに相当する利益を取得することのみを目的とし、その手段として隠蔽仮装行為を行ったものであるから、乙には、控訴人に関する過少申告さらには租税を免れる認識があったとはいえず、したがって、控訴人に上記認識があったとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次の2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決17頁5行目の「社員等」を「従業員」と、19頁7行目の「同日より後」を「同月20日以降」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決20頁4行目及び6行目の「備品」をいずれも「器具備品」と改め、17行目、21頁10行目、23頁21行目、24頁17行目、26頁19行目、27頁13行目及び29頁15行目から16行目にかけての「行われないように」の次にいずれも「代表者自ら又は他の従業員が、乙から決裁を求められた際に添付の請求書等を確認するなど乙の経理業務をチェックする体制を構築するために」を加える。
- (3) 原判決21頁20行目から21目にかけての「過去2年」を「平成24年4月期末及び平成25年4月期末」と改める。
- (4) 原判決23頁12行目の「ないこと」を「ない上、立替経費の請求に用いる請求書であること」と改める。
- (5) 原判決23頁24行目と25行目の間に次のとおり加える。
「ウ 他に、前記(1)の判断を左右する事情は認められない。」
- (6) 原判決24頁7行目から25頁10行目までを次のとおり改める。

「前記3(1)で説示したとおり、控訴人の代表者である甲は、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われないように、代表者自ら又は他の従業員が、乙から決裁を求められた際に請求書等を確認するなど乙の経理業務をチェックする体制を構築するために指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽

仮装・領得行為が行われる状況を放置し、このことが乙による本件第2架空減価償却費計上を防止することができなかつたことにつながつたものである。

また、前記認定事実(5)アによれば、①本件架空器具備品の平成27年4月期末の簿価は1025万0304円であり、同期末の元帳及び貸借対照表における「工具器具備品」勘定の金額2567万5128円の約40%を占めるとともに、②平成27年4月期末の同金額は、平成26年4月期末の同金額1821万8094円よりさらに増大しており、平成24年4月期末及び平成25年4月期末の同各金額から急増していたということができ、平成27年4月期末の元帳及び貸借対照表における「工具器具備品」勘定の金額が平成24年4月期末及び平成25年4月期末と比べて相当高額であつて、不自然なものになつていたということができるところ、乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成27年4月期に係る確定申告をする時点等において、「工具器具備品」勘定の金額が記帳された元帳や貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、前記のとおり平成27年4月期末の「工具器具備品」勘定の金額が平成24年4月期末、平成25年4月期末及び平成26年4月期末(とりわけ平成24年4月期末及び平成25年4月期末)と比べて相当高額であつて、不自然なものになつていたことを容易に認識することもできたことは明らかである。

以上によれば、控訴人の代表者である甲は、本件第2架空減価償却費計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきである。そうであるにもかかわらず、控訴人において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件第2架空減価償却費計上は、納税者本人たる控訴人の行為と同視することができるものと解される。」

- (7) 原判決25頁24行目の「前記前提事実(2)並びに前記認定事実(1)及び(2)のとおり」を「前記3(1)アのとおり」と改める。
- (8) 原判決26頁25行目から26行目にかけての「同日より後」を「同月20日以降」と改める。
- (9) 原判決28頁26行目の「東税務署」から29頁6行目の「鑑みると」までを「前記3(2)イに説示したのと同様の理由で」と改める。
- (10) 原判決29頁21行目の「元帳と預金口座の額」を「元帳の本件控訴人第2口座に係る「普通預金」勘定の「残高」と本件控訴人第2口座の実際の口座残高」と改める。
- (11) 原判決30頁15行目と16行目の間に次のとおり加える。

「(ウ)他に、前記(1)ア及び(2)アの判断を左右する事情は認められない。」

2 当審における控訴人の主張について

控訴人は、「隠ぺい、仮装」の要素として、納税者において故意に脱税のための積極的行為をすること、すなわち税額が減少することの認識が必要であると解すべきところ、乙には、控訴人に関する過少申告さらには租税を免れる認識があつたとはいえず、したがつて、控訴人に上記認識があつたとはいえない旨主張する。

しかし、重加算税は、各種の加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠蔽又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であつて、故意に納税義務違反を犯したことによる制裁ではないから、重加算税を課し得るためには、納税者が

故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではない（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

3 結論

以上の次第で、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 中村 也寸志

裁判官 高橋 善久

裁判官 山口 浩司